

- 議案第49号 守口市立認定こども園条例案
- 議案第50号 守口市立保育所条例を廃止する条例案
- 議案第54号 守口市立幼稚園条例の一部を改正する等の条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉保健委員会委員長報告＝

それでは、議案第49号、議案第50号及び議案第54号について、一括して御報告申し上げます。

本3議案については、守口市すこやか幼児審議会における審議、答申を経て、パブリックコメントの実施後、「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画」が策定され、本市における就学前の教育・保育は、民間事業者からの提供を基本とすることとし、市内を3つのエリアに区分した上で、平成30年度までにすべての市立保育所と市立幼稚園を、3つの市立認定こども園に集約化することとした同計画を実施しようとするため提案されたものであります。

主な内容は、南部エリアにおいては、平成28年4月に、保育所型認定こども園としておおぞら認定こども園を、中部エリアにおいては、平成29年4月に、幼保連携型認定こども園として外島認定こども園を設置するとともに、東部エリアにおいては、平成30年4月に1箇所の認定こども園を設置する予定であることから、平成30年度までに、すべての市立幼稚園、市立保育所を順次、廃止しようとするものであります。

また、請願第2号、市立の就学前教育・保育の質の向上と環境確保を求める請願については、本3議案と関連することから、あわせて審査を行った次第であります。

審査の途上、市立保育所を民間事業者に移管するなど、市内の就学前教育・保育を民間主体とするとの方向性や、就学前教育・保育における市の役割について議論が集中し、長時間にわたり慎重に審査を進めてまいりましたことを、まずもって申し上げます。

その結果、次に申し述べます希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、まだまだ十分な体制が整備されていないにもかかわらず、なぜ急ぐのか理解できない。また、審議会の答申について、反映されていない部分が非常に多く、審議会の意見をもう少し真摯に受け止めるべきであるとの理由から、反対の意を表明されました。

西田委員におかれましては、審議会の答申をもう少し反映してほしい部分もあるものの、審議会において要望のあった、障がいなどの支援が必要な子どもの受入れについては今後よりいっそう充実し、経済的に負担となる保護者にも市として一定対応することであるため、今後、市全体の幼児教育・保育を充実していくことについて、市に期待するとの理由から、賛成の意を表明されましたことを付言いたします。

それでは、本委員会が付した希望意見を申し述べます。

まず、市立幼稚園・保育所の集約化は、市立保育所の民間移管が前提となっていることから、民間移管の際に、仮に工事が遅延する、あるいは、民間事業者の公募が不調になるなどの不測の事態が生じた場合には、市立施設で子どもを受け入れるなど、市の責任において、対処されたいこと。

次に、質の高い教育・保育サービスを確保するため、移管に係る選考基準を慎重に決定したうえで、民間事業者の選定にあたられたいこと。さらに、移管後の民間事業者の管理運営に対しては、認定こども園の指導監督権限を持つ大阪府と連携するなどし、市としても、できうる限りの指導に取り組まれたいこと。

また、おおぞら保育所については、職員の資格状況などを勘案し、保育所型認定こども園として開園するが、平成30年4月に幼保連携型認定こども園への移行を目指していることから、職員の資格要件を満たすため、幼稚園教諭と保育士の資格取得を計画的に進め、職員の人員体制については万全を期されたいこと。

最後に、少子化の進行などの社会情勢に鑑みると、再編計画の方向性は一定理解できるが、民間主体とする中で、市としては、障がい児への支援などセーフティネットとして、市立施設の役割を十二分に発揮し、子育て支援のより一層の充実に努められたいこと。なお、集約後、市立認定こども園は3園となる方向性であるので、さきほど述べた市立施設の役割に鑑み、また、公私の選択肢を確保する観点からも、今後、市立施設の定員の拡充について検討を加えられたいこと。

以上、委員長報告といたします。